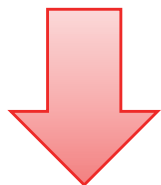


# 感震ブレーカーの普及に向けた取組状況について(概要)

## ■背景

- ・「大規模地震時の電気火災の発生抑制対策の検討と推進について(報告)」(平成27年3月、大規模地震時の電気火災の発生抑制に関する検討会)
  - ⇒ 性能評価のための第三者認証制度の構築、感震ブレーカー普及に向けたモデル調査の実施、民間規定である内線規程への位置付け等を提言
- ・「首都直下地震緊急対策推進基本計画」(平成27年3月、閣議決定)
  - ⇒ 感震ブレーカー等の普及を加速させる、特に延焼のおそれのある密集市街地における普及率25%を目指す(緊急対策区域)



- 性能評価の第三者認証制度の構築とその活用、メーカー等における新たな機器の開発状況
- 自治体、自治会、事業者における先進的な取組事例
- モデル地域を選定してのモデル調査の実施、課題の検討
- 内線規程((一社)日本電気協会発行)の改定、取組支援

等について調査、フォローアップ

## ■取組状況(1)

### 第三者認証制度の活用状況

- ・(一財)日本消防設備安全センターによる消防防災製品等の推奨制度が開始
- ・コンセントタイプ1製品、簡易タイプ2製品が認証済み(平成28年3月18日現在)



### 普及に向けた自治体等の取組事例

神奈川県横浜市・茅ヶ崎市、千葉県市川市、東京都足立区・杉並区、神奈川県等において、補助制度の創設や地域一括導入等の取組がなされている。

#### ①自治体における取組例

##### 〔横浜市〕

従来の感震ブレーカー設置費補助に加え、平成27年度より自治会・町内会における簡易タイプの感震ブレーカーの共同購入費用に対し補助対象経費の2分の1(1個あたり2,000円を上限)を補助。

##### 〔杉並区〕

平成28年度より設置支援事業を開始予定。簡易タイプの感震ブレーカーを、設置費込みで本人負担2,000円で設置(区と協定を締結する小規模建設事業団体連絡会が各戸に設置)。

##### 〔神奈川県〕

平成27年度より「市町村減災推進事業費補助金」を創設。市町村が減災のために行う自助・共助に資する取組等に対して助成する制度であり、感震ブレーカーの設置費も対象。市町村が補助する金額の3分の1を県が補助。

#### ②自治会・町会における取組例

自治会等において簡易タイプを一括購入し普及を図った事例が見られる(16団体を紹介)。

#### ③賃貸住宅事業者における取組例

大都市部を中心に50万室以上の管理・運営を行っている賃貸不動産事業会社において、居住者の安全性・物件の付加価値の向上、事業資産の保全の観点から、1万室以上の世帯についてコンセントタイプの感震ブレーカーを設置

### 分電盤メーカーによる新たな感震ブレーカーの開発状況

分電盤メーカーによる総合タイプ※の感震ブレーカー等の開発(※回線毎に通電遮断の有無や遮断までの時間を選択できるタイプ)



住宅用感震総合システム

# 感震ブレーカーの普及に向けた取組状況について(概要)

## ■取組状況(2)

### モデル調査の実施

#### ① 調査の趣旨

感震ブレーカーの普及に伴う具体的な課題について、モデル地域を取り上げ、大規模地震火災等に対する意識、モニターによる設置に伴う課題等に対して調査

#### ② モデル地域

- ・「地震時等に著しく危険な密集市街地」等を抱える埼玉県川口市、東京都世田谷区、神奈川県茅ヶ崎市の3地域をモデル地域として調査を実施。(平成27年9月～平成28年1月)

[調査地域・方法等]

市区名	川口市	世田谷区	茅ヶ崎市
対象地域	「地震時等に著しく危険な密集市街地」を含む町会	区の不燃化特区	市内全域
対象世帯	約1,750世帯	約870世帯 (対象町会より抽出)	約98,000世帯
モニター協力者数	131世帯	657世帯	297世帯
募集方法	町会の回覧板により募集	住民説明会(5回)を開催し、その場で協力者を募集	市の広報、インターネットにより募集

#### <主な調査結果>

- 簡易タイプでも、約3割の方が自分で設置できなかった(高所作業が困難、設置スペースがない等)。
- 感震ブレーカーの作動に伴う不安として、冷蔵庫が停止してしまうこと(約6割)、照明が消えてしまうこと(約6割)と答えた人が多かった。
- その他、モニターに協力できない理由として、
  - ・ 自分だけ設置しても皆が設置しないと延焼火災を防ぐことができない
  - ・ 規模の小さな地震などで作動した場合、家電製品の再設定に手間がかかる等の意見が出された。

### 今後の課題

- 住民、住宅・不動産関係団体等への普及・啓発活動の継続、実施
- 地域一体となった取組みの推進(地域が一体となった設置の支援、内線規程の改定に伴う取組の充実等)
- 出火の危険性の低い照明等への通電継続など、防災性向上と居住者ニーズの両立が可能な機器の提案支援等

### 内線規程(JESC E0005 JEAC 8001、(一社)日本電気協会発行)の改定

#### <内線規程とは>

- ・ 電気需要場所の電気設備の保安の確保等を目的とする民間規格。
- ・ 電気工作物の設計、施工、維持、検査の規範となるもの。

#### ■感震ブレーカーの設置に関する改定内容

1. 「地震時等に著しく危険な密集市街地※」の住宅などについては、分電盤タイプ又はコンセントタイプ(埋込型)の感震ブレーカーの設置を「勧告」
2. 上記以外の地域の住宅などについては、分電盤タイプ又はコンセントタイプ(埋込型)の感震ブレーカーの設置を「推奨」

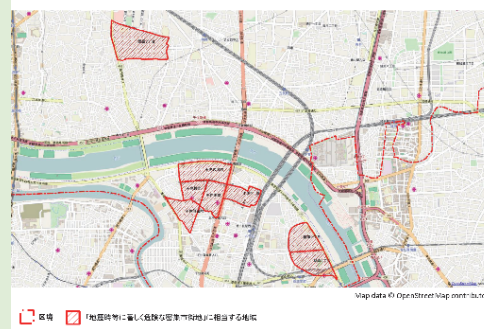
(注)一般的に、新築・改修工事等で新たに分電盤・コンセントを設置する場合等に適用。別タイプのコンセントタイプ(タップ型)又は簡易タイプを設置することを妨げない。

#### ※「地震時等に著しく危険な密集市街地」とは

- ・ 密集市街地のうち、延焼危険性又は避難困難性が高く、地震時等において最低限の安全性を確保することが困難である地域(約4,450ha(全国))。
- ・ 住生活基本法に基づく住生活基本計画(全国計画)(平成23年3月閣議決定(平成28年3月変更))に位置づけられている。

(参考)地震時等に著しく危険な密集市街地のイメージ

【東京都足立区】



<東京都足立区>

【大阪府大阪市福島区】



<大阪市福島区>